

国連機関・国連代表部で働く日本の法曹

国際室室長 大谷 美紀子 *Otani, Mikiko*

「海外法曹だより」というコラムの表題からはややはずれる感もあるが、今回、取り上げるテーマは、国連機関や国連代表部で働く日本の法曹である。国連機関と国連代表部を並べて書いたが、そこで働く法曹の身分は全く異なる。国連機関で働く場合の身分は、任期付契約または恒久採用（パーマナント）の国連職員（国際公務員）であるが、国連代表部の職員は日本の外務省職員（国家公務員）である。

ここで紹介するデータは網羅的なものではないが、現在、国連機関に勤務している日本人法曹としては、テロ対策委員会（ニューヨーク）に勤務している47期の検事（女性）がいる。テロ対策委員会とは、2001年の9.11事件後、加盟国に対しテロ対策措置を取るよう求めた安全保障理事会決議1373を各国が履行しているかを監視するために、安全保障理事会の下に設置された機関である。彼女は、6年間、現場で検察官として働いた後、日本にある国連機関の1つである国連アジア極東犯罪防止研究所（UNAFED）の教官を務め、その後、現在のポストに応募し採用されたという。テロ対策委員会でのポストは、上級法務官（senior legal officer）、仕事の内容は、加盟国から提出される安保理決議1373の履行状況についての報告書を検証、分析し、履行のための技術協力の必要の有無を評価すること、履行状況の査察のための現地調査の準備から実際の訪問、フォローアップ等である。テロ対策委員会の職員は、約45人で、そのうち専門家は20人弱、必ずしも全員ではないが法律実務家が多く、彼女のほかにも他国の検事や裁判官、弁護士出身者が働いているという。

ところで、日本人に限らず、国連事務局職員に占める法曹の人数や割合がどの程度かという、具体的な統計はなく、把握は難しい。と言うのも、国連職員のポストの中には、先の検事の例のように、法務官（legal officer）というタイトルのポストが数多くあるが、法律家が働いている可能性のある職務のカテゴリーは法務官に限らない。例えば、human rights officer（人権官）もまた、法律家が応募・採用される可能性のある専門職ポストである。近年、国連職員採用競争試験においても、従来からあった法務（legal affairs）の区分に加えて、人権（human rights）が新たに採用区分として設けられている。また、国際機関の職員一般において、法律家と言っても、実務家法曹とは限らず、学者的な法律家も多いという事情も、法曹資格を有し実務経験のある法律家が国連機関でどのくらい働いているかの把握をより困難にしている。

国連事務局の中で職員の中に法律家が多い部署と言えば、第一に挙げられるのが法務部（Office of Legal Affairs）である。2005年7月1日現在、法務部の職員数は約150名、そのうち約3分の1にあたる50名程度が法務官（legal officer）として、法律顧問部（Office of the Legal Counsel）、一般法務部門（General Legal Division）、法典化部門（Codification Division）、

海洋問題及び海洋法部門（Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea）、国際貿易法部門（International Trade Law Division）等で働いている。国連事務局内ではかに法律家、特に実務家が求められる部門としては、職員不服審査システム部門があるが、職員数は少ない。その他、国連事務局の中で法律家に関連のある部門としては、麻薬、犯罪防止、刑事司法、国際組織犯罪等の問題を扱う国連麻薬犯罪事務所（UNODC）や人権問題を扱う国連人権高等弁務官事務所が挙げられるであろう。以上は、国連事務局内の部門であるが、国連システム全体（国連本体、関連するプログラム・基金、及び世界銀行とIMFを含む専門機関）に目を広げれば、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際労働機関（ILO）のほか、国連児童基金（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）等においても法律家が職員として働いている。特に、国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）、旧ユーゴ国際法廷（ICTY）、ルワンダ国際法廷（ICTR）は、国連システムの中にある司法機関として、その性質上、法律実務家職員を擁する。なお、国連事務局に勤務する職員数が望ましいレベルに達していない国からの正規職員採用のための競争試験が日本についても実施されているので、同試験を含む国連職員の募集・採用に関する情報については、詳しくは、外務省国際機関人事センターのウェブサイト（<http://www.mofa-irc.go.jp/>）を参照されたい。また、国連機関における法律家のポスト、求められる資質・能力、募集・採用等についての情報提供を目的として、国際室では、2004年1月、外務省国際機関人事センター所長、日本に事務所を有する国連機関のうち、ILO、UNHCR、UNICEF、UNDPからスピーカーを招いて「国際機関人事情報セミナー」を実施した。同セミナーの記録は、日弁連ホームページ上で入手できる。

最後に、日本政府国連代表部で働いている法曹についても簡単に紹介させていただく。在ニューヨーク、ジュネーブ日本政府国連代表部では、裁判官や検事が外務省に出向して書記官として勤務している。国連代表部ではないが、裁判官は、NY総領事館、アメリカ大使館、ストラスブール総領事館、オランダ大使館等の在外交館にも派遣されているとのことである。また、検事は、国連代表部のほか、アジア開発銀行に出向している例や、法務省刑事局（国際課）への出向者が国際会議に出席して条約等の交渉に臨むといった活動をしていることが法務省のホームページで紹介されている。弁護士も、最近、任期付公務員として外務省で勤務する例が増えてきている。弁護士が国連代表部や在外公館で勤務した例は今まではないようであるが、外務省、特に国連代表部で勤務する中で国連その他の国際機関の現場を見る機会を持つことは、将来、国連等で勤務することを希望する法曹にとって、貴重な経験であると言える。